

『都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例』の

一部を改正しました

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるため、都市計画法の一部改正が行われました。

それを受け、『都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例』の一部改正を行いました。

改正内容は次のとおりです。

1. 市街化調整区域において開発及び建築行為を行う場合に、許可することができる条例で指定する土地の区域に、災害危険区域等の災害ハザードエリアを含まないことの規定を追加しました。

災害危険区域等の災害ハザードエリア

- ① 災害危険区域
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域
- ⑤ 浸水被害防止区域
- ⑥ 浸水想定区域のうち、洪水等発生時に建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身分に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域

2. 市条例で指定する土地の区域図を窓口及びホームページで公開します。

（ホームページ上の公開場所は、習志野市のホームページ→産業・事業者向け→開発行為・開発事業→都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき指定する土地の区域図→指定区域図です。）

3. 施行日 令和4年4月1日

問い合わせ

習志野市 都市環境部 都市計画課 開発審査係

☎ 047-453-9227